

第267回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

令和6年2月8日（木） 14時00分～16時00分

2. 場 所

長崎県庁3階321会議室

3. 出席者

牛島会長、菅沼副会長、井上委員、福谷委員、内田委員、重信委員、奥田委員、
渡川委員、牧山委員、渡辺委員、大谷委員、岩永委員 計12名

4. 議 題

諮問事項に係る審議

- (1) 「こころ未来高等学校（広域通信制）」の位置の変更及び「こころ咲良高等学校（狭域通信制）」の設置（事業計画）
- (2) 「こころ未来高等学校（広域通信制）」の収容定員に係る学則の変更
- (3) 「九州調理師専門学校」及び「エコール・ド・パティスリー長崎」の廃止
- (4) 「こころ医療福祉専門学校吉岐校」の設置者の変更
- (5) 「五島日本語学校」の収容定員に係る学則の変更
- (6) 「長崎女子短期大学附属幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (7) 「諫早純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (8) 「進徳幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (9) 「ばらの幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (10) 「吉井中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (11) 「くるみ北幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (12) 「くるみ西幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (13) 「日野幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (14) 「滑石中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (15) 「山美幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (16) 「ひらき幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (17) 「学校法人国見学園」の解散

5. 会議結果

諮問事項に係る審議

- (1) 「こころ未来高等学校（広域通信制）」の位置の変更及び「こころ咲良高等学校（狭域通信制）」の設置（事業計画）

〔申請の趣旨〕

こころ未来高等学校は、平成28年に長崎県内初の私立広域通信制高等学校と

して設置され、生徒数は年々増加している。

これに伴い、県内外の連携校を含む通信制コースの生徒が集中スクーリングを行うために、本部校の校舎を長期間に渡って使用しており、期間中は本部校を休業せざるを得ない状況が続いている。

また、本部校及び連携校への支援について、同じ職員が業務を調整しながら行ってきたが、組織が大きくなるにつれて調整や連携、情報共有等に係る個々の職員への業務の負担が大きくなってきている。

このため、これまで本部校としていた学校を「こころ咲良高等学校（狭域通信制）」として現在のこころ未来高等学校が所在する校舎に新設し、これまでの本部校を除いた学校を「こころ未来高等学校（広域通信制）」として別の場所へ移転し、校舎を新築する旨の変更申請を前提とした事業計画が提出されたものである。

○変更の時期：令和7年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

- (2) 「こころ未来高等学校（広域通信制）」の収容定員に係る学則の変更（総定員の増減なし）

〔認可申請の趣旨〕

学習等支援施設（サポート校）1施設の削除及び2施設の追加に伴う定員数の割振りを変更する旨の学則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和6年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

- (3) 「九州調理師専門学校」及び「エコール・ド・パティスリー長崎」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

九州調理師専門学校及びエコール・ド・パティスリー長崎については、学生数の減少が続いている状況で、学生募集を停止しており、学校経営が極めて困難な状況であるため、令和5年度末で両校を廃止する旨の認可申請がなされたものである。

○廃止の時期：令和6年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(4) 「こころ医療福祉専門学校吉岐校」の設置者の変更

〔認可申請の趣旨〕

令和2年4月に学校法人岩永学園から社会福祉法人壱心会へ設置者を変更したが、その後の新型コロナウイルス感染拡大により、介護事業が経営面で多大な影響を受け、法人の運営にも影響が生じている。

設置者を学校法人へ変更することにより、経営面が安定し、学生の学習環境を整えることができるため、社会福祉法人壱心会から学校法人岩永学園へ設置者を変更する旨の認可申請がなされたものである。

○変更の時期：令和6年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(5) 「五島日本語学校」の収容定員に係る学則の変更（増員）

〔認可申請の趣旨〕

現在の在籍者は総定員（100名）とほぼ同数の99名であるが、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の水際対策等が緩和された後は、定員を充足する程度の入学者数を確保している。

学校の適正な運営体制を今後も維持するため、これまでの日本語科2年コースに加え、1年コース（10月入学）を新設し、1年コースの収容定員を20名とすることで、総定員を100名から120名へ変更する旨の学則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和6年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(6) 「長崎女子短期大学附属幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

(7) 「諫早純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

(8) 「進徳幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

(9) 「ばらの幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

(10) 「吉井中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

〔認可申請の趣旨〕

平成27年4月の「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、幼稚園、保育所及び認定こども園における共通した財政支援である施設型給付制度が開始された。

新制度に移行した施設は、施設型給付費の算定基礎として利用定員を設定することになるが、適正な給付には実員に見合った利用定員の設定が必要であり、利用定員と収容定員は原則として一致することとされている。

近年の園児数の減少及び今後の見込みを踏まえ、令和6年4月に新制度に移行を予定している幼稚園5施設について、収容定員を減員する旨の園則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和6年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。

- (11) 「くるみ北幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）
- (12) 「くるみ西幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）
- (13) 「日野幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）
- (14) 「滑石中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）
- (15) 「山美幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）
- (16) 「ひらき幼稚園」の収容定員に係る園則の変更（減員）

〔認可申請の趣旨〕

平成27年4月の「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、幼稚園、保育所及び認定こども園における共通した財政支援である施設型給付制度が開始された。

新制度に移行した施設は、施設型給付費の算定基礎として利用定員を設定することになるが、適正な給付には実員に見合った利用定員の設定が必要であり、利用定員と収容定員は原則として一致することとされている。

利用定員については、設定権者である市町と各施設が協議のうえ定めるものであるが、新制度に移行済の施設のうち、近年の園児数の減少及び今後の見込みを踏まえ、利用定員の減を予定している幼稚園6施設について、収容定員を減員する旨の園則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和6年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。

- (17) 「学校法人国見学園」の解散

〔認可申請の趣旨〕

当法人は、認定こども園くにみ幼稚園を運営しているが、幼稚園の運営に係る事務負担の軽減等を目的として、当法人と同じ代表者が運営している社会福祉法人へ事業を引き継ぐため、令和5年度末で当法人を解散する旨の申請がなされたものである。

○解散の時期：令和6年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。